

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立特別支援教育総合研究所)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	独立行政法人国立大学財務・経営センター 千葉県美浜区若葉2丁目12番	リエゾンオフィス404室 賃貸借	遠藤 昭雄 理事長 千葉県美浜区若葉2丁目12番	平成18年4月1日	2,431,620	随意契約	地域的な利便性、居室の有効面積、利用可能な会議室等の付属施設があり、教育・研究・社会貢献・産官学連携など、大学等が持つあらゆる機能を展開すると共に、英知を結集し、広く社会に還元していくための拠点を文部科学省所管の独立行政法人が運営していることを考慮し選定した。(研究所会計規程第53条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	5	
2	東日本電信電話㈱ 神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目7番3号	学術情報ネットワーク回線接続	田原 米起 支店長 神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目7番3号	平成18年4月1日	8,645,856	随意契約	平成15年度に一般競争入札を行い、次年度以降継続で契約(研究所会計規程第53条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
合計					11,077,476						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立特別支援教育総合研究所)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (4月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,265,502	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
2	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (5月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,237,073	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
3	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (6月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,286,539	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
4	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (7月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,450,010	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
5	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (8月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,591,169	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
6	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (9月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,544,346	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
7	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (10月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,300,894	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
8	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (11月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,204,617	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
9	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (12月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,244,949	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
10	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (1月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,294,178	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
11	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (2月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,555,587	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
12	東京電力㈱ 藤沢市南藤沢18-10	電気料 (3月分)	東京電力藤沢支社 藤沢市南藤沢18-10	平成18年4月1日	1,436,487	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
13	ペンタックス(株) 東京都文京区湯島2 丁目17-12	KayPENTAXコンピュー タースピーチラボ CSL4500	石倉 正洋 医用機器 事業部国内営業部 東京都文京区湯島2丁 目17-12	平成18年6月27日	2,106,999	随意契約	必要とする機能を有する機種が 当該機種しかないため (研究所会計規程第53条第1項第 1号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		

14	富士ゼロックス (株) 神奈川県横浜市西区 みなとみらい2丁目 2番1号の1	電子複写機保守	原野 清広 神奈川営 業所 神奈川県横浜市西区み なとみらい2丁目2番 1号の1	平成18年4月1日	5,031,226	随意契約	富士ゼロックス㈱と賃貸借契約 を行っており、保守に関して、 他社を介さず直接行っているた め(研究所会計規程第53条第1項 第1号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		単価 別添①のとおり
15	富士ゼロックス (株) 神奈川県横浜市西区 みなとみらい2丁目 2番1号の1	電子複写機賃貸借	原野 清広 神奈川営 業所 神奈川県横浜市西区み なとみらい2丁目2番 1号の1	平成18年4月1日	1,775,340	随意契約	富士ゼロックス(株)製電子複 写機の賃貸借に関して、上記業 者が他社を介さず直接行ってい るので選定した。(研究所会計規 程第53条第1項第1号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		
16	横浜商工会議所 神奈川県横浜市中区 山下町2産業貿易セ ンタービル9階	国際セミナー会場借料	上野 孝 会頭 神奈川県横浜市中区山 下町2産業貿易セン タービル9階	平成18年11月14日	1,553,249	随意契約	会場の規模、機材、専門の技師、 招聘者の交通の利便性、開催地 のイメージ全てを考慮して決定 (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	5	
17	(株)朝陽会 東京都港区虎ノ門1 丁目2番16号	平成17年度財務諸表に 関する公告	山本 萬造 代表取締 役 東京都港区虎ノ門1丁 目2番16号	平成18年4月1日	1,071,306	随意契約	近隣に営業所があり、(独)国 立印刷局との官報公告等取次店 契約を行っているものとの契約 (研究所会計規程第53条第1項 第5号)	見直しの余地あり	公募を実施(19年度契約から)		
18	横須賀市水道局 横須賀市小川町11番 地	水道料 (4・5月分)	横須賀市小川町11番地	平成18年4月1日	1,342,095	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
19	横須賀市水道局 横須賀市小川町11番 地	水道料 (6・7月分)	横須賀市小川町11番地	平成18年4月1日	1,240,304	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
20	横須賀市水道局 横須賀市小川町11番 地	水道料 (10・11月分)	横須賀市小川町11番地	平成18年4月1日	1,032,436	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
21	横須賀市水道局 横須賀市小川町11番 地	水道料 (12・1月分)	横須賀市小川町11番地	平成18年4月1日	1,091,697	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
22	横須賀市水道局 横須賀市小川町11番 地	水道料 (3月分)	横須賀市小川町11番地	平成18年4月1日	1,045,266	随意契約	電気、ガス若しくは水又は電話 に係る役務について、供給又は 提供を受けるもの (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
23	(株)キューズ 東京都新宿区三栄町 25Uビル3F	視覚障害教育情報ネット ワークメンテナンス	大旗 慎一 代表取締 役 東京都新宿区三栄町2 5Uビル3F	平成18年4月1日	1,953,000	随意契約	当該システムの開発を担当し、 情報、技術、知識、著作権を有 しているため。 (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	見直しの余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
24	神田通信機(株) 東京都千代田区神田 富山町24番地	会計システムに関する保 守	松丸美佐保 取締役社 長 東京都千代田区神田富 山町24番地	平成18年4月1日	1,162,980	随意契約	当該システムの開発を担当し、 情報、技術、知識、著作権を有 しているため。 (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	見直しの余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
25	(株)日立メディコ 横浜市西区北幸2ー 5ー15	日立ETG-4000形光トボグ ラフィ装置保守	大貫 文也 横浜支店 横浜市西区北幸2ー5 ー15	平成18年4月1日	1,050,000	随意契約	当該装置の情報、技術、知識を 有する唯一の社であるため (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	見直しの余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
26	(株)キューズ 東京都新宿区三栄町 25Uビル3F	拡大教科書作成支援ネット ワークシステムの改修	大旗 慎一 代表取締 役 東京都新宿区三栄町2 5Uビル3F	平成18年11月20日	2,992,500	随意契約	当該システムの開発を担当し、 情報、技術、知識、著作権を有 しているため。 (研究所会計規程第53条第1項 第1号)	見直しの余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
27	(株)日立物流 神奈川県横浜市中区 弁天通4ー59弁天 通第一生命ビル8階	刊行物の発送業務	新納 大成 首都圏第 一営業本部 LE・営業 開発部 神奈川県横浜市中区弁 天通4-59弁天通第一生 命ビル8階	平成18年7月3日	2,992,500	随意契約	見積あわせにより最も安価な (株)日立物流に依頼 (研究所会計規程第53条第1項 第5号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		
28	(株)日立物流 東京都江東区東陽7 ー2ー18	研究管理棟等室の見直し に伴う移転作業	鈴木 登夫 代表執行 役 東京都江東区東陽7ー 2ー18	平成18年10月3日	1,844,850	随意契約	見積あわせにより最も安価な (株)日立物流に依頼 (研究所会計規程第53条第1項 第5号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		

29	(株)三木組 神奈川県横浜市神奈川区青木町6-19	研究管理棟3階総務課周辺改修工事	三木崇雄 代表取締役 神奈川県横浜市神奈川区青木町6-19	平成19年2月16日	3,391,500	随意契約	見積あわせにより、最も安価な株三木組に依頼 (研究所会計規程第53条第1項第4号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		
30	丸和産業(株) 神奈川県横浜須賀市浦郷町4-12	日常清掃業務	阿久津 弘 代表取締役 神奈川県横浜須賀市浦郷町4-12	平成18年4月1日	2,672,740	随意契約	見積あわせにより、最も安価な丸和産業株に依頼 (研究所会計規程第53条第1項第5号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		
31	日本エレベーター製造(株) 東京都千代田区東神田1-9-9	昇降機の保守点検	千足 紀親 代表取締役社長 東京都千代田区東神田1-9-9	平成18年4月1日	1,864,800	随意契約	見積あわせにより最も安価な日本エレベーター製造(株)に依頼 (研究所会計規程第53条第1項第5号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		
32	ニッセイ同和損害保険(株) 大阪府北区西天満4丁目15番10号	損害保険料	里村 育施 理事公務部長 東京都中央区明石町8-1	平成18年4月1日	1,842,420	随意契約	法人設立時に補償能力等を勘案して決定し継続 (研究所会計規程第53条第1項第5号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		
33	中央青山監査法人(みずほ監査法人) 東京都千代田区霞が関3-2-5霞ヶ関ビル32階	会計業務顧問委託	片山 英木 理事長 東京都千代田区霞が関3-2-5霞ヶ関ビル32階	平成18年4月1日	1,050,390	随意契約	法人設立時に実績等を勘案して決定し継続 (研究所会計規程第53条第1項第5号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		単価 公認会計士 1回当たり 93,450円
34	(株)日本旅行 東京都港区新橋2-20-15	国際セミナー国際航空券	原田 好博 国際旅行事業部 東京都港区新橋2-20-15	平成18年9月1日	1,911,000	随意契約	近隣に営業所が所在したもの (研究所会計規程第53条第1項第5号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度契約から)		
35	丸善(株) 神奈川県横浜市戸塚区川上町87-4	外国雑誌	今井 靖 神奈川静岡営業部 神奈川県横浜市戸塚区川上町87-4	平成18年4月1日	2,067,324	企画競争・公募	丸善株、株有隣堂、株紀伊國屋書店からの外国雑誌一式の参考見積書と比較し、1点ごとに最も安価な外国雑誌を集計した。(研究所会計規程第53条第1項第5号)	その他	企画競争を実施		
36	(株)有隣堂 神奈川県横浜市中区伊勢佐木町1丁目4番地1号	外国雑誌	松信 裕 代表取締役社長 神奈川県横浜市中区伊勢佐木町1丁目4番地1号	平成18年4月1日	2,045,874	企画競争・公募	丸善株、株有隣堂、株紀伊國屋書店からの外国雑誌一式の参考見積書と比較し、1点ごとに最も安価な外国雑誌を集計した。(研究所会計規程第53条第1項第5号)	その他	企画競争を実施		
37	(株)紀伊國屋書店 神奈川県横浜市中区新横浜3-18-14	外国雑誌	野沢 森生 神奈川静岡営業本部 神奈川県横浜市中区新横浜3-18-14	平成18年4月1日	1,922,759	企画競争・公募	丸善株、株有隣堂、株紀伊國屋書店からの外国雑誌一式の参考見積書と比較し、1点ごとに最も安価な外国雑誌を集計した。(研究所会計規程第53条第1項第5号)	その他	企画競争を実施		
38	京急中央交通(株) 神奈川県横浜須賀市久里浜2-12-5	乗用自動車借上	漆原 道生 取締役社長 神奈川県横浜須賀市久里浜2丁目12番5号	平成18年4月1日	1,116,516	随意契約	近隣に一定規模の営業所がある企業との契約 (研究所会計規程第53条第1項第5号)	その他	公募を実施(19年度契約から)		単価 別添②のとおり
39	NECリース株神奈川支店 神奈川県横浜市中区みなとみらい2丁目3番5号	電子計算機システム	安部 和秀 支店長 神奈川県横浜市中区みなとみらい2丁目3番5号	平成18年4月1日	59,724,000	随意契約	平成15年度に競争入札を行い、4年間は単年度ごとに随意契約としている。 (研究所会計規程第53条第1項第1号)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行(19年度から複数年度契約)		
合計					125,306,422						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務者と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がある民間法人」以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由		類型 区分
《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》		
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの		
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの		1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの		3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)		5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等		6
ニ その他		
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等		7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)		8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)		9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入		10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入		11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		12

②従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについて、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するもの

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約 ⇒ 原則として価格競争による一般競争入札によるものとする。

・事務又は事業の性格等から、価格競争による一般競争入札により難しい場合は、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。

・直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約 ⇒ 原則として総合評価による一般競争入札によるものとする。

(イ)審議会等により委託先が決定された者との委託契約……審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ)調査研究等により必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの……公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかになった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注)いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

・複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれらに付随する業務に係る契約

電子複写機保守

機種	保守等料金(1枚当り)		単価	月間最低金額 (複写機1台当り)
	複写枚数(月間)			
DocuCentre 608 2台	1枚目から10,000枚目まで 10,001枚目から15,000枚目まで 15,001枚目以上		5.3865 4.1265 3.7065	36,960円 8月及び12月は最低料金の30%引き
DocuCentre 401CF 3台	1枚目から10,000枚目まで 10,001枚目から15,000枚目まで 15,001枚目以上		5.3865 4.1265 3.7065	20,160円 8月及び12月は最低料金の30%引き
DocuCentreColor 500DD 1台	黒モード 1枚目から1,000枚目まで 1,001枚目から5,000枚目まで 5,001枚目以上	7.0035 5.7645 5.3550	0円	
	単色カラーモード 1枚目から1,000枚目まで 1,001枚目から5,000枚目まで 5,001枚目以上	9.4710 8.2320 7.8225		
	フルカラーモード 1枚目から1,000枚目まで 1,001枚目から3,000枚目まで 3,001枚目以上	32.5920 22.4070 20.3700		
DocuCentre 280 1台	1枚目から1,000枚目まで 1,001枚目から5,000枚目まで 5,001枚目以上		7.0035 5.7645 5.3550	0円
DocuCentre 450I-PF 1台	1枚目から10,000枚目まで 10,001枚目から15,000枚目まで 15,001枚目以上		5.3865 4.1265 3.7065	20,160円 8月及び12月は最低料金の30%引き
DocuCentre 402Model DD 2台	1枚目から10,000枚目まで 10,001枚目から15,000枚目まで 15,001枚目以上		5.3865 4.1265 3.7065	20,160円 8月及び12月は最低料金の30%引き

乗 用 自 動 車 借 上

I 運賃及び料金

1 距離制運賃

(1) 距離制

ア 中型車

初乗運賃	2キロメートルまで	660円
------	-----------	------

加算運賃	288メートルまでを増すごとに	80円
------	-----------------	-----

イ 小型車

初乗運賃	2キロメートルまで	640円
------	-----------	------

加算運賃	320メートルまでを増すごとに	80円
------	-----------------	-----

(2) 時間距離併用制

ア 中型車

時速10キロメートル以下の走行時間について		
	1分45秒までごとに	80円

イ 小型車

時速10キロメートル以下の走行時間について		
	1分55秒までごとに	80円

(3) 深夜・早朝割増

2.3時から5時まで	3割増
------------	-----

2 時間制運賃

ア 中型車

初乗運賃	1時間まで	4,070円
------	-------	--------

加算運賃	30分までごとに	1,830円
------	----------	--------

イ 小型車

初乗運賃	1時間まで	3,870円
------	-------	--------

加算運賃	30分までごとに	1,730円
------	----------	--------

3 料 金

(1) 迎車回送料金

回送距離について、2キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。

(2) 早朝予約料金 1回につき 400円

II 運賃及び料金の割引

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | クーポン券割引 | 0.5割引 |
| 2 | 障害者割引 | 1割引 |
| 3 | 遠距離割引 | 9,000円を超える金額について 1割引 |

III 適用方

1 車種区分

車種区分は次による。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

ア 中型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車、及び同条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上のもの

イ 小型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満のもので、かつ、乗車定員6名以下のもの

2 距離制運賃

- (1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。
- (2) 運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。

ア 迎車回送料金積算機能

(ア) 迎車回送距離が2キロメートルを超える場合は、2キロメートルを超えたときから加算運賃の積算が停止する機能を有するもの

- (イ) 迎車回送距離が2キロメートル以内であるときは、実車走行となっても2キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、2キロメートルを超えたときから加算運賃が積算される機能を有するもの

- イ 高速道路走行専用距離積算機能

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの

- (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。
- (4) 時間距離併用制運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。ただし、次の区間は適用しない。

- ア 迎車回送区間

- イ 高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く）

- (5) 割増は、距離短縮方式とする。
- (6) 早朝予約料金は、午前4時から午前8時までの時間帯に配車又は待機する予約について、配車又は待機日前日の22時までには営業所又は無線基地局を経由して申し込みを受けた運送に適用する。

ただし、あらかじめ規定された申し込み時間以降であっても、上記の申し込みに対し営業所等においてこれを引き受け配車又は待機する場合はこれを適用する。

3 時間制運賃

- (1) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等距離制により難い運送であって、営業所等における予約により、時間制運賃による特約がある場合に適用する。
- (2) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。

- (3) 時間制運賃には、現に許可を受けている運賃の割増、割引及び料金の内、障害者割引のみ適用する。
- (4) 時間制運賃に障害者割引を適用する場合の運賃及び料金の額は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出された運賃額に0.9を乗じた額とする。

4 運賃及び料金の割増及び割引

- (1) クーポン券割引は、クーポン券の発売時に割引くものとする。この場合において0.5割とは、クーポン券の券面総額を発売額で除した値が1.05となるものをいう。

- (2) 障害者割引は、次による。

ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する精神薄弱者療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。

イ 割引対象運賃及び料金は、障害者自身が乗車した区間（迎車回送区間を含む）の運賃及び料金とする。

ウ 運賃及び料金の額は、運賃メーター器表示額により算出した額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

- (3) 遠距離割引が適用される場合の運賃及び料金の額は、運賃メーター器表示額のうち9,000円と、これを超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。

- (4) 障害者割引と遠距離割引が重複して適用される場合の運賃及び料金の額は、各割引制度ごとに求められる割引額の合計額を運賃メーター器表示額から減じた額とする。

- (5) 早朝予約料金は、割引の適用をしない。

IV 適用する事業区域

神奈川県横浜市、川崎市及び横須賀市。